

# 平成20年度市場モニタリングテスト結果

## 家庭用品品質表示法に係る試買テスト

### 「絹100%の繊維製品」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成20年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「絹100%の下着、ブラウス、パジャマ等の繊維製品」について、同法の繊維製品品質表示規程(以下「繊維規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、「絹100%」「シルク100%」「SILK100%」を含む。)と表示のある下着、ブラウス、パジャマ等20銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、繊維規程に定められた表示項目である「繊維の組成」、「家庭洗濯等取扱い方法」、「表示者名等」を表示する必要があります。

テストの結果、テスト対象商品は全て絹100%でしたが、20銘柄中3銘柄が表示規程に不適合でした。

不適合内容には、繊維の組成表示及び洗濯等取扱い絵表示がないもの等がありました。

		不適合内容	銘柄数 <sup>1</sup>
表示事項	繊維の組成	繊維の組成表示がなかった。	1
	家庭洗濯等取扱い方法	洗濯等取扱い絵表示がなかった。	1
遵守事項	繊維の組成	分離表示として、「表地」とあるにもかかわらず、「裏地」の表示がなかった。 <sup>2</sup>	1
	表示者名等	連絡先が付記されていなかった。	1
		表示者名及び連絡先が付記されていなかった。	1

<sup>1</sup> 銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

<sup>2</sup> ブラウスであることから、裏地の表示は必要ないが、分離表示として「表地」とするのであれば、「裏地」の表示が必要。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。